

令和元年 7 月 23 日（火）
10 時 00 分～11 時 30 分
港区役所 911 会議室

令和元年度第 1 回港区消防団運営委員会

1 委嘱状交付

2 開会

3 審議事項

諮問「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」
の答申（案）の検討【資料 1～4】

4 その他

5 閉会

<配付資料>

港区消防団運営委員会委員名簿

座席表

（資料 1）検討の方向性について（前回配付資料）

（資料 2）「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」の答申（案）

（資料 3）松山市消防団における機能別団員導入状況について

（資料 4）消防団に対するアンケート集計内容

（資料 5）特別区の消防団の設置等に関する条例

（参考資料）港区内消防団現勢等

特別区消防団運営委員会への諮問事項について

1 諮問事項

特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか

(審議期間：諮問日から2020年3月まで)

2 諮問の趣旨

近年、日本国内において地震や台風等様々な災害が起き、各地で甚大な被害が発生している。ここ東京においても首都直下地震の発生が危惧されているところであり、消防団は消火活動や救出救助等において正に地域防災力の要としての活躍が期待されている。

そのような中、特別区においては基本団員を中心とした消防団員の確保のため様々な募集広報活動を行っているものの、現在、消防団員は減少を続け地域防災力の低下が懸念されているところである。

また、消防団員の全国的な減少から、総務省消防庁は特定の活動、役割のみに参加する消防団員である「機能別団員」の制度導入を各自治体に要請してきたところであり、さらに2018年1月には「消防団員の確保方策等に関する検討会」の報告書により、大規模災害時に消防団活動を行う機能別団員の導入についても提案がなされたところである。

このことから、機能別団員の更なる拡充等、特別区消防団の組織力を強化するための方策について諮問を行うものである。

3 現状



基本団員

機能別団員

任務・役割

- ・消火活動
- ・警戒
- ・防火防災訓練指導
- ・応急救護訓練指導
- ・募集広報活動
- ・大規模災害（震災・水災）活動 など

位置づけ

- ・団本部
- ・分団

階級

- ・団長
- ・副団長
- ・分団長
- ・副分団長
- ・部長
- ・班長
- ・団員

処遇

- ・報酬 42,500円／年（団員の場合）
- ・費用弁償 4,000円／回
- ・退職報償金 200,000円（勤務年数5年以上10年未満で団員の場合）

給貸与品

○給与品

- ・冬帽1
- ・冬服1
- ・夏帽1
- ・夏服1
- ・活動服2
- ・活動服（薄型）2
- ・兼用外とう1
- ・ネクタイ1
- ・ワイシャツ1
- ・バンド1
- ・短靴1
- ・編上げ活動靴1
- ・ゴム長靴1
- ・アポロキャップ1
- ・手袋1

○貸与品

- ・階級章2
- ・襟章2
- ・活動用雨外とう1
- ・防火帽1
- ・防火帽しころ1
- ・防火服1
- ・保安帽1

4 方向性

① 機能別団員の更なる拡充

☞ 一昨年から消防団員確保のため、機能別団員の受入れをお願いしているところですが、進んでいない状況です。このことから、各消防団において機能別団員を受入れるために必要なことについて審議してください。

※ 機能別団員

全ての消防団活動を行う基本団員に対し、特定の任務や役割を行う消防団員

② 大規模災害団員のあり方

☞ 震災等大規模災害発生時の消防団の活動力の確保のため、消防団員を確保することが重要です。このことから、各消防団において大規模災害団員を受入れるために必要なことについて審議してください。

※ 大規模災害団員

震災等大規模災害時に消防団活動を行う消防団員

③ その他、組織力強化方策（装備資機材の整備）

☞ 現在の消防団の組織力を強化するために必要な装備資機材の整備等について審議してください。

5 検討事項①②

任務・役割

☞ どのような任務・役割の機能別団員が受入れられるか？
 (例) ・ 応急救護訓練指導を行う機能別団員
 ・ 大規模災害時に活動する大規模災害団員 など

位置づけ

☞ どこに配置するのか？
 (例) ・ 団本部
 ・ 分団 など



処遇

☞ 報酬、費用弁償、退職報償金は基本団員と同じでよいのか？
 (例) ・ 基本団員と同じ ・ 増額 ・ 減額 ・ なし など

階級

☞ 階級は基本団員と同じでよいのか？
 (例) ・ 基本団員と同じ ・ 団員に固定 など

給貸与品

☞ 給貸与品は基本団員と同じでよいのか？
 (例) ・ 基本団員と同じ ・ 任務や役割に必要な給貸与品に限定など

機能別団員

大規模災害団員

対象

☞ どのような人に担ってもらいたいのか？
 (例) ・ 消防団のOB ・ 東京消防庁のOBや非常勤職員
 ・ 区役所職員 ・ 女性 ・ 学生 など

その他

☞ 必要な資機材や訓練など

答申（案）の概要

1 機能別団員の更なる拡充について（本編 P 2～）

機能別団員の活用推進のために必要なこと

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 任務・役割 | 応急救護指導、防火防災訓練指導、消防警戒活動、
消防団広報活動 |
| (2) 対象者 | 限定しない |
| (3) 配置 | 団本部 |
| (4) 処遇 | |
| ア 報酬 | 基本団員の半額程度 |
| イ 費用弁償 | 基本団員と同じ |
| ウ 退職報奨金 | 基本団員の半額程度 |
| (5) 階級 | 班長まで |
| (6) 給貸与品 | 任務や役割に即した物のみ |
| (7) 教育訓練 | 礼式と担当する任務に限定 |
| (8) 定年年齢 | 基本団員と同じ |

2 大規模災害団員のあり方について（本編 P 4～）

大規模災害団員の活用推進のために必要なこと

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 対象者 | 限定しない |
| (2) 配置 | 団本部 |
| (3) 処遇 | |
| ア 報酬 | 基本団員の半額程度 |
| イ 費用弁償 | 基本団員と同じ |
| ウ 退職報奨金 | 基本団員の半額程度 |
| (4) 階級 | 団員のみ |
| (5) 教育訓練 | 年 1 回以上実施 |
| (6) 定年年齢 | 基本団員と同じ |

3 装備資機材の整備について（本編 P 6）

現在の消防団の組織力を強化するために必要な装備資機材の整備等

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 安全性を向上させる資機材の導入について考慮していく必要がある | |
| ① 銀長靴の防火衣ズボン型への変更 | |
| ② 熱中症予防のために冷却剤を入れられるポケットの付いたベストの配置 | |
| ③ 大規模災害時等の安全確保用の安全帯の配置 | |
| (2) 活動の負担を軽減する資機材の導入について考慮していく必要がある | |
| 折り畳み式のロードコーンの配置 | |

(案)

答 申

諮問事項

「特別区消防団の組織力を強化するための
方策はいかにあるべきか」

令和元年7月

港区消防団運営委員会

目 次

第1	諮問概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	検討の方向性	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	機能別団員の更なる拡充について	・・	2
第4	大規模災害団員のあり方について	・・	4
第5	装備資機材の整備について	・・・・・・・・	6
第6	まとめ	・・・・・・・・・・・・・・・・	6

第1 諮問概要

1 諮問事項

「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」

2 趣旨

近年、日本国内において地震や台風等様々な災害が起き、各地で甚大な被害が発生している。

ここ東京においても首都直下地震の発生が危惧されているところであり消防団は消火活動や救出救助等において正に地域防災力の要としての活躍が期待されている。

そのような中、特別区においては基本団員を中心とした消防団員の確保のため様々な募集広報活動を行っているものの、現在、消防団員は減少を続け、地域防災力の低下が懸念されているところである。

また、消防団員の全国的な減少から、総務省消防庁は特定の活動、役割のみに参加する消防団員である「機能別団員」の制度導入を各自治体に要請してきたところであり、さらに平成30年（2018年）1月には「消防団員の確保方策等に関する検討会」の報告書により、大規模災害時に消防団活動を行う機能別団員の導入についても提案がなされたところである。

このことから、機能別団員の更なる拡充等、特別区消防団の組織力を強化するための方策について諮問を行うものである。

第2 検討の方向性

今回の諮問では、特別区消防団の組織力を強化するための方策について検討が求められている。

その観点から、以下の項目について検討を行うものである。

1 機能別団員の更なる拡充

総務省消防庁から特定の活動、役割のみに参加する消防団員である機能別団員の導入が各自治体に要請されているところであるが、各消防団では、機能別団員の導入が進んでいない状況がある。

このことから、各消防団が機能別団員を導入するために必要なことについて検討する。

2 大規模災害団員のあり方について

平成30年（2018年）1月に「消防団員の確保方策に関する検討会」の報告により大規模災害時に消防団活動を行う機能別団員（大規模災害団員）

の導入について提案がされおり、各消防団が震災等大規模災害発生時の消防団の活動力の確保のため、大規模消防団員を導入するために必要なことについて検討する。

3 装備資機材の整備について

消防団の組織力を強化する観点から、安全な消防団活動のために必要な装備資機材、軽量化など消防団活動の負担軽減に資する装備資機材はどのような装備資機材かについて検討する。

第3 機能別団員の更なる拡充について

消防団員は全国的に減少傾向にあり、特別区においても基本団員を中心とした消防団員の確保のための様々な募集広報活動を行っているものの、現在消防団員は減少を続け、地域防災力の低下が懸念されている。

その対策のひとつとして、任務や役割を限定した機能別団員を導入して、より消防団活動に参加しやすい体制を作るとともに、機能別団員が基本団員の任務の一部を肩代わりすることで、基本団員の負担軽減を図ることが必要であると思われる。

しかし、基本団員と限定した任務しか行わない機能別団員に処遇等に差は無く、基本団員に不公平感を持たれる可能性があるなどの懸念から、導入が進まない現状を踏まえ、消防団幹部、学生団員等にアンケートを行った結果及び、すでに機能別団員を活用している松山市消防団の事例を参考として検討を行った。

1 任務・役割について

機能別団員として導入しても良い任務・役割として、消防団員に対するアンケート結果では、応急救護指導、防火防災訓練指導、消防警戒活動、消防団広報活動などが挙げられており、すでに機能別団員を活用している松山市でも広報・PR活動に特化した機能別団員を導入していることから、これらの任務・役割で機能別団員を導入することが望ましいと考えられる。

2 対象者について

機能別団員を導入する場合、対象者を限定すべきかについては、消防団員に対するアンケート結果では79%の方が限定する必要はないと回答していることから、導入にあたり対象者を限定しない方が望ましいと考えられる。

3 配置について

機能別団員を導入する場合、配置先は団本部直轄が良いと約55%の方が回答しており、すでに機能別団員を活用している松山市でも郵政消防団員

や大学生団員などを団本部直轄として導入していることから、団本部直轄として配置することが望ましいと考えられる。

4 処遇について

(1) 報酬

すでに機能別団員を活用している松山市でも基本団員と差を付けており、消防団員に対するアンケート結果でも60%の方が何らかの差を設けた方が良いと回答し、その中で半額にする方が良いとの回答が最も多かったことから、機能別団員を導入する場合は、報酬を基本団員の半額程度とすることが望ましいと考えられる。

(2) 費用弁償

消防団員に対するアンケート結果では、63%の方が費用弁償は基本団員と同じで良いと回答しており、すでに機能別団員を活用している松山市でも費用弁償には差を設けていないことから、機能別団員を導入する場合、費用弁償は基本団員と同じとすることが望ましいと考えられる。

(3) 退職報奨金

すでに機能別団員を活用している松山市でも消火活動等に従事しない郵政消防団員や大学生消防団員は、退職報奨金の支給対象外としており消防団員に対するアンケート結果でも、55%の方が退職報奨金について基本団員と差を設けるべきであると回答し、その中では、半額にする方が良いとの回答が一番多くなっている。

このことから、機能別団員を導入する場合、退職報奨金は基本団員の半額程度とすることが望ましいと考えられる。

5 階級について

消防団員に対するアンケート結果では、62%の方が階級について何らかの制限を設けるべきであると回答し、その中では、班長までに制限すべきとの回答が最も多くなっている。

また、すでに機能別団員を活用している松山市でも、機能別団員の階級を団員に固定する階級制限を実施しており、機能別団員を導入する場合、階級を班長までに制限することが望ましいと考えられる。

6 給貸与品について

消防団員に対するアンケート結果では、例えば応急救護のみを行う団員には防火衣など使用しない装備までは配布せず、活動服など必要なものだけを貸与する方が良いとの回答が55%となっており、機能別団員を導入する場合、給貸与品については、任務や役割に即した物のみを貸与する方法が望ましいと考えられる。

7 教育訓練について

消防団員に対するアンケート結果では、59%の方が機能別団員に対する教育訓練内容について、ある程度限定した方が良いと回答し、その中では、基本的な敬礼などを訓練する礼式と担当する任務について教育訓練を行う方法が良いとの回答が最も多くなっている。

このことから、機能別団員を導入する場合、教育訓練を礼式と担当する任務に限定することが望ましいと考えられる。

8 定年年齢について

消防団員に対するアンケート結果では、54%の方が定年年齢に基本団員と機能別団員で差を設ける必要はないと回答していること。

また、すでに機能別団員を活用している松山市でも、基本団員と機能別団員で定年年齢に差を設けていないことから、機能別団員を導入する場合、基本団員と機能別団員の定年年齢は同じにすることが望ましいと考えられる。

第4 大規模災害団員のあり方について

近年、日本国内において地震や台風など様々な災害が起き、東京においても首都直下地震の発生が危惧されており、消防団には大規模災害時の地域防災力の要としての活躍が期待されている。

そのような中、大規模災害発生時に消防団活動を行う消防団員を確保するため、震災時等の大規模災害発生時のみ活動する大規模災害団員の導入が提言されており、その処遇等について消防団幹部、学生団員等にアンケートを行い、その結果とすでに大規模災害時の活動に特化した団員を活用している松山市消防団の事例を参考として検討を行った。

1 対象者について

消防団員に対するアンケート結果では、対象者を限定するべきと回答した方は29%で、逆に対象者を限定する必要はないと回答した方が71%と圧倒的に多いことから、大規模災害団員を導入する場合、対象者を限定しない方が望ましいと考えられる。

2 配置について

消防団員に対するアンケート調査では、64%の方が配置先を団本部直轄にした方が良いと回答しており、すでに機能別団員を活用している松山市でも、大規模災害活動に特化した機能別団員は団本部直轄として配置してい

ることから、大規模災害団員を導入する場合、配置先は団本部とすることが望ましいと考えられる。

3 処遇について

(1) 報酬

すでに機能別団員を活用している松山市でも大規模災害活動に特化した機能別団員と基本団員には差を設けており、消防団員に対するアンケート結果でも70%の方が何らかの差を設けた方が良いと回答し、その中で半額にする方が良いとの回答が最も多かったことから、大規模災害団員を導入する場合は、報酬を基本団員の半額程度とすることが望ましいと考えられる。

(2) 費用弁償

消防団員に対するアンケート結果では、57%の方が費用弁償は基本団員と同じで良いと回答しており、すでに機能別団員を活用している松山市でも大規模災害活動に特化した機能別団員と基本団員では、費用弁償には差を設けていないことから、大規模災害団員を導入する場合、費用弁償は基本団員と同じにすることが望ましいと考えられる。

(3) 退職報奨金

消防団員に対するアンケート結果では、66%の方が退職報奨金について基本団員と大規模災害団員では、金額に差を設けるべきであると回答しており、その中では、半額にする方が良いとの回答が一番多くなっている。

このことから、大規模災害団員を導入する場合、退職報奨金は基本団員の半額程度とすることが望ましいと考えられる。

4 階級について

消防団員に対するアンケート結果では、70%の方が階級に何らかの制限を設けるべきであると回答し、その中では、団員に固定するが一番多くなっており、すでに機能別団員を活用している松山市でも階級を団員に固定していることから、大規模災害団員を導入する場合、階級は団員に固定することが望ましいと考えられる。

5 教育訓練について

消防団員に対するアンケート結果では、大規模災害時のみ活動する団員であることを踏まえ、訓練は年1回以上、震災訓練等の機会に教育訓練を実施すれば良いとの回答が73%と最多であることから、大規模災害団員を導入する場合、教育訓練は、年1回以上実施することとすることが望ましいと考えられる。

6 定年年齢について

消防団に対するアンケート結果では、定年年齢について基本団員と差を設ける必要はないとの回答が50%で半数を占め、次に回答が多い定年年齢を長くした方が良いは29%であったことから、大規模災害団員を導入する場合は、大規模災害団員と基本団員の定年年齢は同じにすることが望ましいと考えられる。

第5 装備資機材の整備について

現在の消防団の組織力を強化するため、消防団員がより安全にまた、より負担が少なく消防団活動できるようにするためには、どのような装備資機材が必要となるかについて、アンケートを行い、その結果を踏まえて検討を行った。

1 安全性を向上させるための資機材

消防団員へのアンケート結果では、消防団員は、銀長靴を使用しているが、消防隊と同様に防火衣ズボン型への変更を求める意見や熱中症予防のために冷却剤を入れられるポケットの付いたベストの配置、大規模災害時等の安全確保用の安全帯の配置などの要望が挙げたことから、これらの安全性向上資機材の導入について考慮していく必要があると考えられる。

2 活動の負担軽減資機材

消防団員は、消防警戒区域への進入防止活動などを行うことが多いことから、折り畳み式のロードコーン等を配置して欲しいとの要望があったことから、配置について考慮していく必要があると考えられる。

第6 まとめ

地震や風水害などの災害時に活躍が期待される消防団員が全国的に減少傾向にあり、特別区消防団においても大規模災害に対応する消防団員確保は、喫緊の課題である。

また、より安全で活動負担の少ない装備資機材を導入することにより、消防団員の活動環境を改善することも重要である。

この対応策として、今回の検討結果を生かした機能別団員の活用促進や装備資機材の導入が行われることにより、特別区消防団の組織力強化が図られることが期待される。

松山市消防団における機能別団員導入状況について

1 導入状況

松山市消防団では、松山市、北條市、中島町が合併し松山市となったことを契機とし、機能別団員を平成17年4月の郵政消防団員をはじめとして、大学生団員、事業所団員、島しょ部女性団員を導入、平成31年4月現在333名が入団している。

なお、機能別団員の総数は、全団員数の1割以下としている。

2 各機能別団員の任務

(1) 郵政消防団員

大規模災害に特化した消防団員で、配達業務で地域に精通している利点を生かし、大規模災害時の災害情報収集や本部への連絡、危険個所の巡視などに限定した任務を行う機能別団員である。

(2) 大学生消防団員

大規模災害時のサポート役として、避難所等での活動や平時の広報・PR活動に特化した消防団員として活動する機能別団員である。

(3) 事業所消防団員

居住地団員が仕事で不在になる昼間の消防力低下を補うため、地域にある企業の従業員の方に就業時間中のみ消防団活動を行ってもらう機能別団員である。

(4) 島しょ部女性消防団員

過疎、高齢化で島内団員確保困難、日中の島外勤務者の増加などから、島しょ部での昼間消防力の補完のため、島しょ部の女性に日中の災害活動に限定した団員として活動してもらう機能別団員である。

3 機能別団員の所属

(1) 大規模災害に特化した郵政消防団員と大学生消防団員は、団本部直轄となっている。

(2) 災害対応を行う事業所消防団員と島しょ部女性消防団員は、分団に配置されている。

4 処遇について

(1) 階級

団員に固定

(2) 報酬

24時間活動する団員の年額報酬が26,500円であることから、昼間の8時間のみ活動する事業所消防団員と島しょ部女性消防団員は、 $8時間 \div 24時間 = 0.33$ に26,500円を掛けた約8,800円とし、消火活動等を行わない郵政消防団員と大学生消防団員は、その半分の4,400円となっている。

(3) 費用弁償(出動手当)

基本団員と同じ

(4) 退職報奨金

事業所消防団員と島しょ部女性消防団員は、基本団員と同じで、郵政消防団員と大学

生消防団員は、支給対象外としている。

(5) 給貸与品の支給状況

事業所消防団員と島しょ部女性消防団員は、基本団員と同じで、郵政消防団員と大学生消防団員は、ウィンドブレーカーとアポロキャップのみを支給している。

(6) 定年

基本団員と同じ

5 福利厚生事業等

(1) 協力事業所表示制度

消防団に複数の団員を入団させている事業所など消防団活動に協力していることを表示マークなどを掲示して表示できる制度で、東京消防庁でも実施している。

(2) 松山市消防団員応援事業

参加店舗で松山市消防団員証を提示すると料金割引や特典等のサービスを受けられる制度で、一般社団法人東京都消防協会が「東京都消防団応援の店」として東京でも同様の事業を実施している。

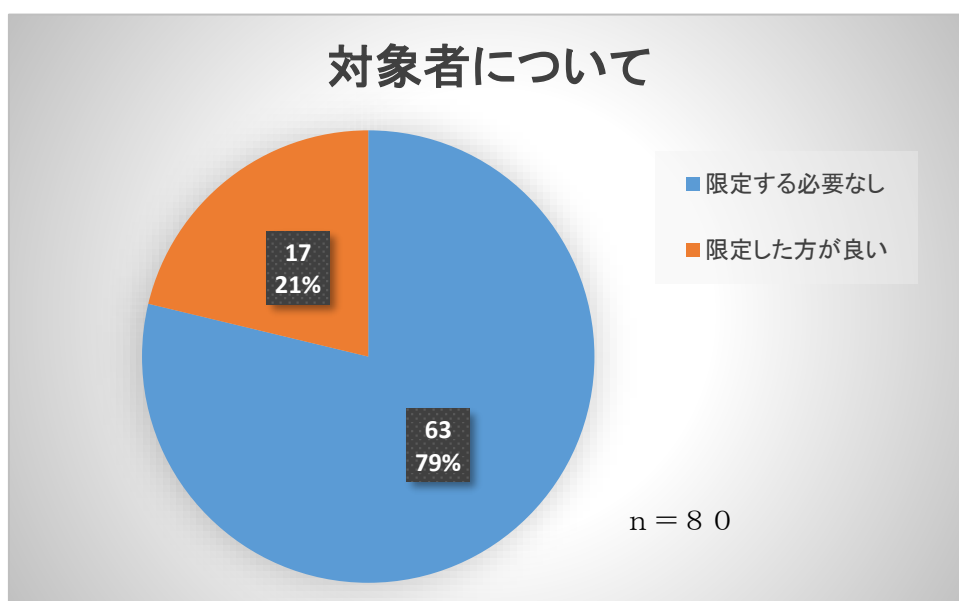
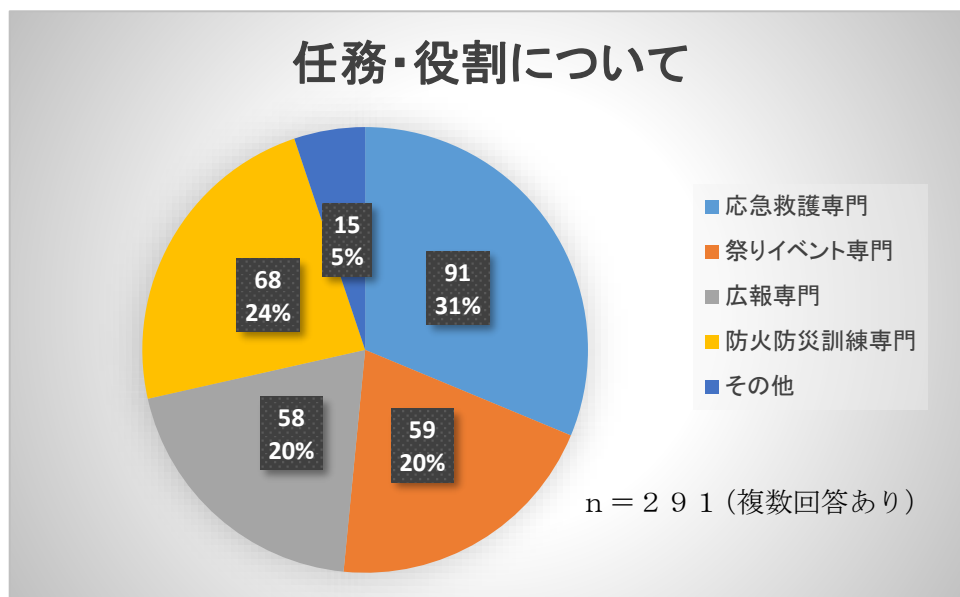
(3) 松山市大学生等消防団活動認証制度

1年以上消防団員として活動した大学生等に市長が松山市大学生等消防団活動認証証明書を発行し、就職活動支援を行う制度で、東京消防庁でも「特別区学生消防団活動認証制度」として同様の制度を設けている。

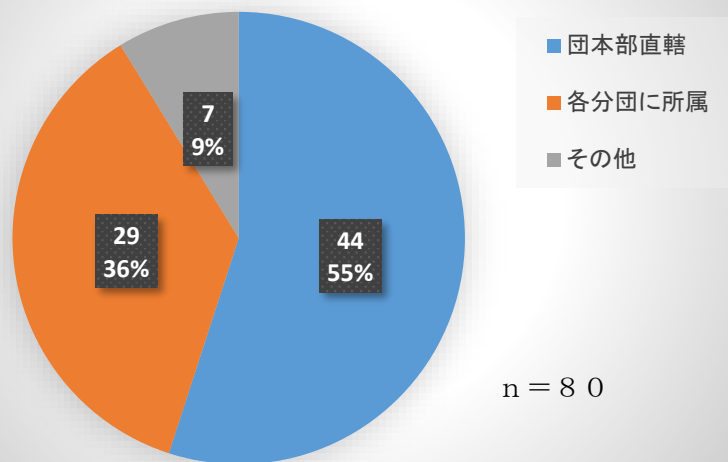
アンケート対象	港区4消防団（有効回答数）
副分団長以上	80名
勤務地団員	37名
学生団員	26名
合計	143名

機能別団員に関するアンケート

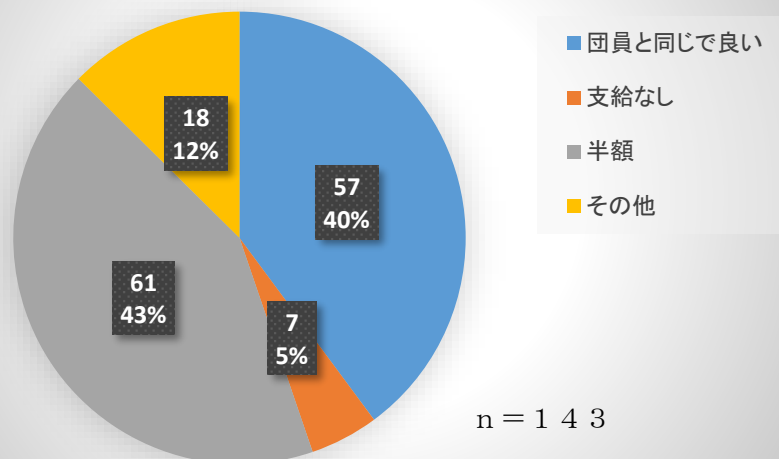
グラフ内の上段の数字は件数、下段は割合



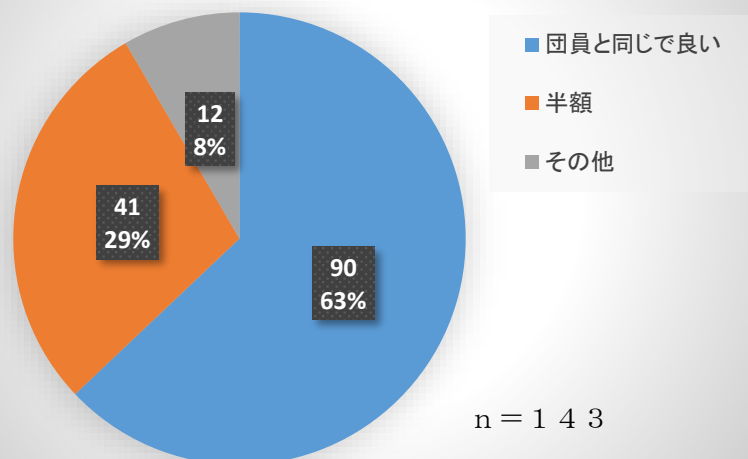
配置について



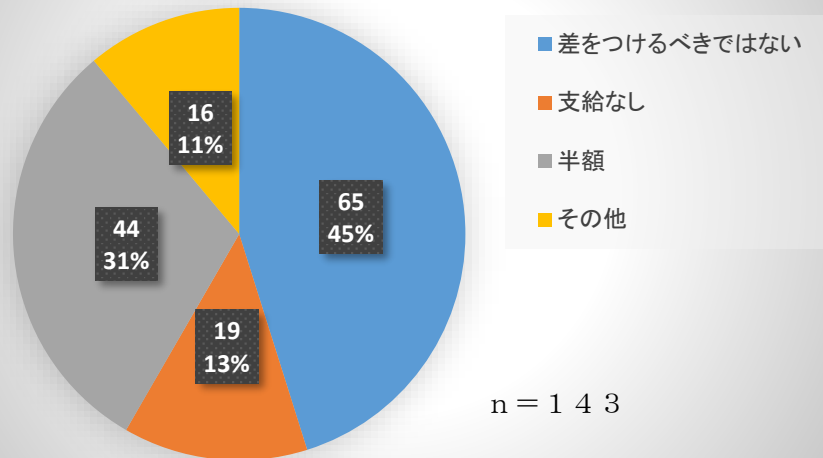
報酬(年2回)について



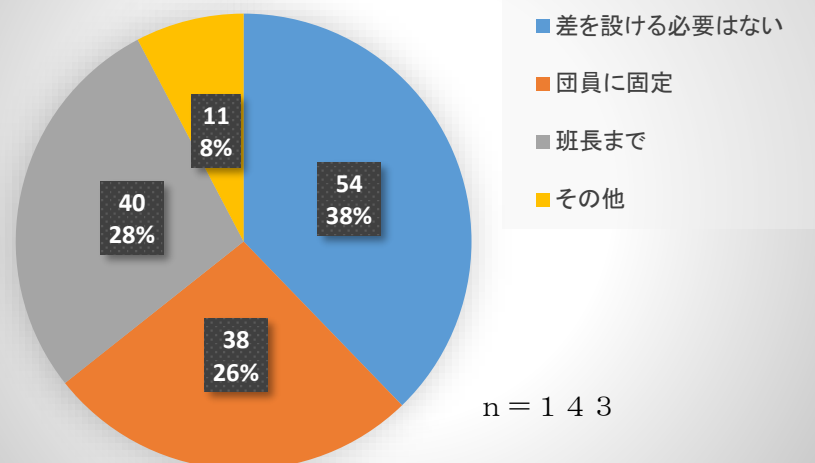
費用弁償について



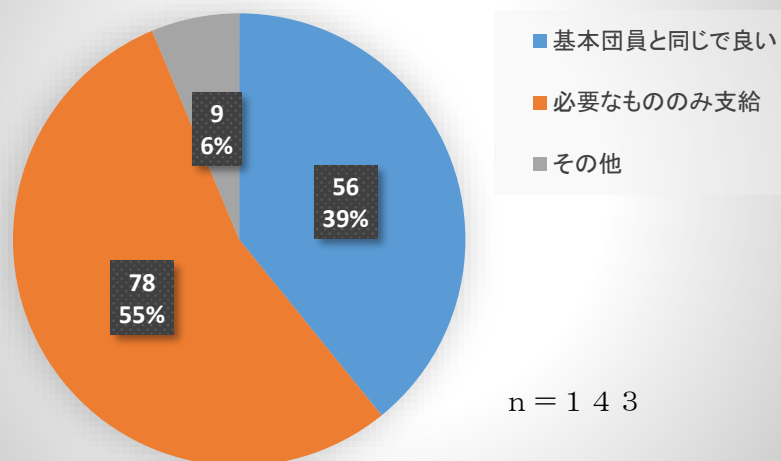
退職報償金について



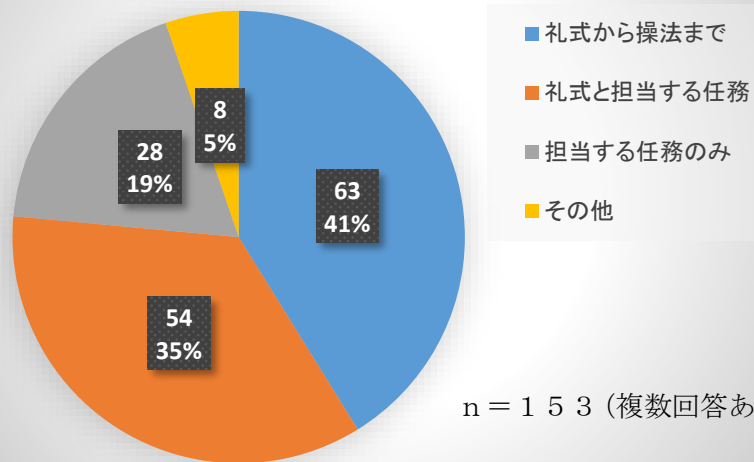
階級について



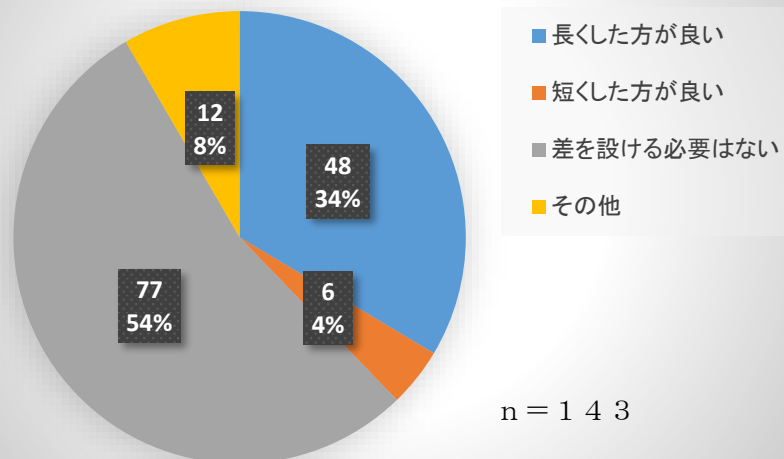
給貸与品について



教育訓練について



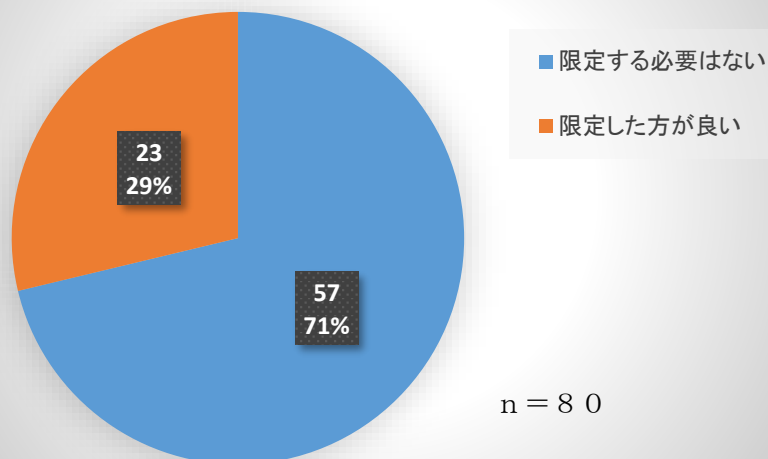
定年年齢について



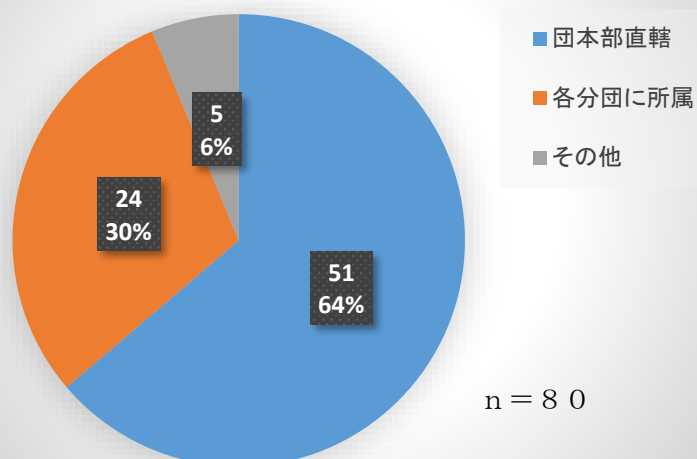
大規模災害団員に関するアンケート

グラフ内の上段の数字は件数、下段は割合

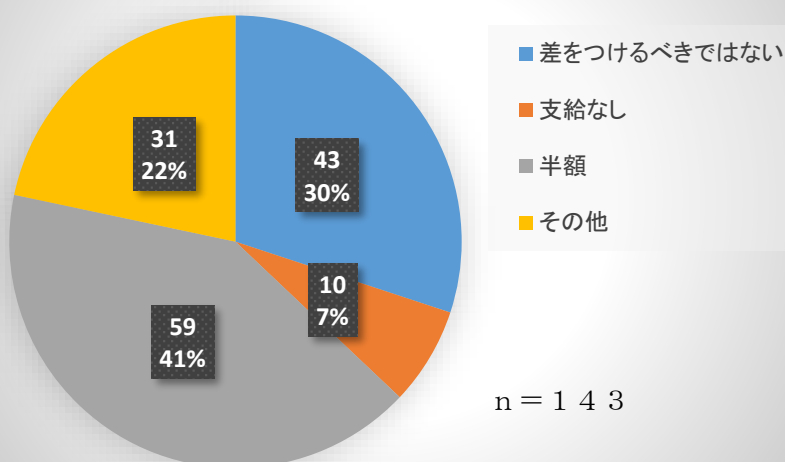
対象者について



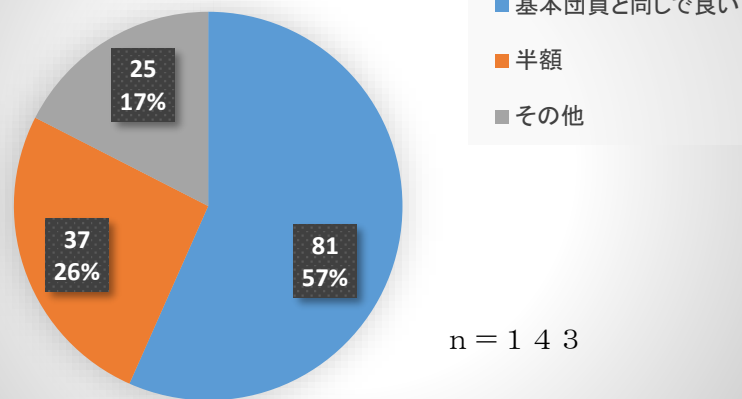
配置について



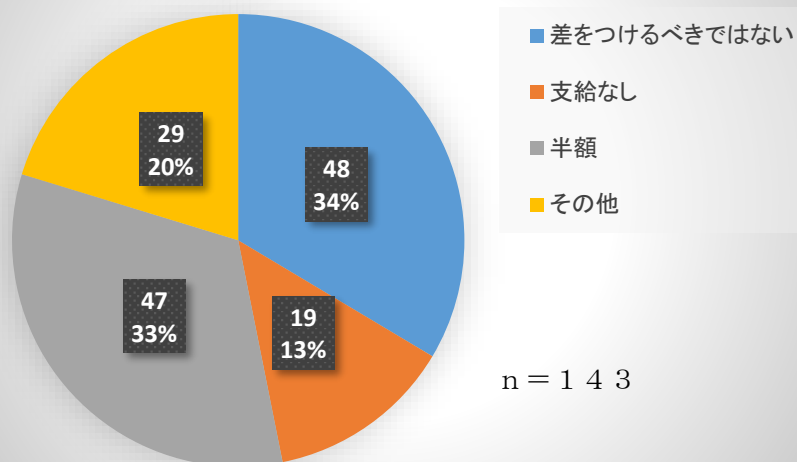
報酬(年2回)について



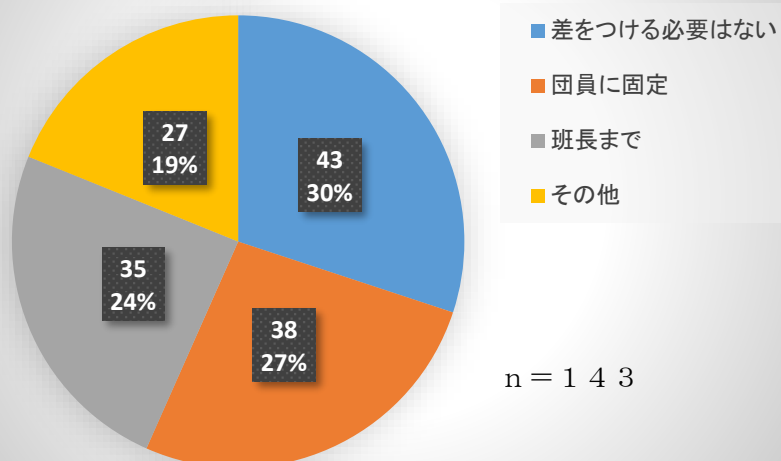
費用弁償について



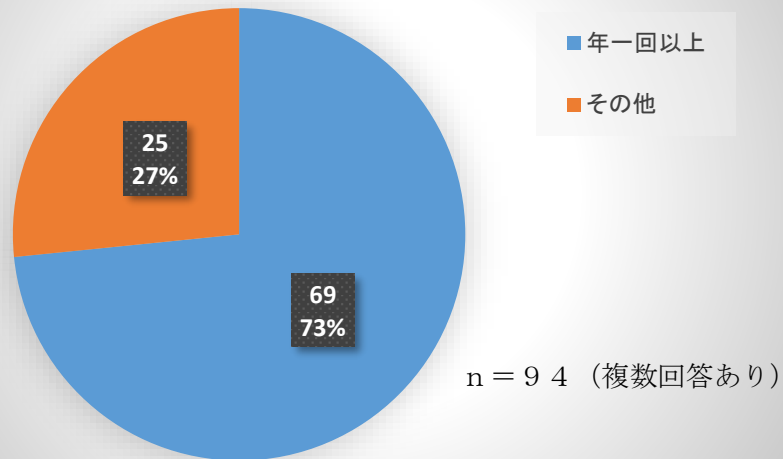
退職報償金について



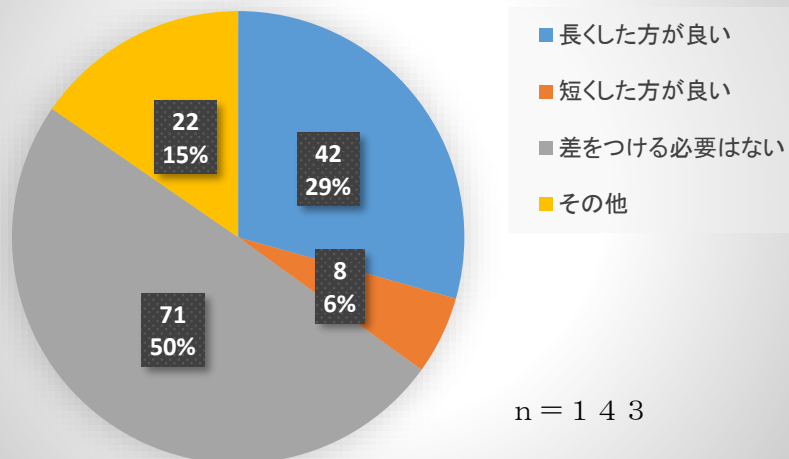
階級について



教育訓練について

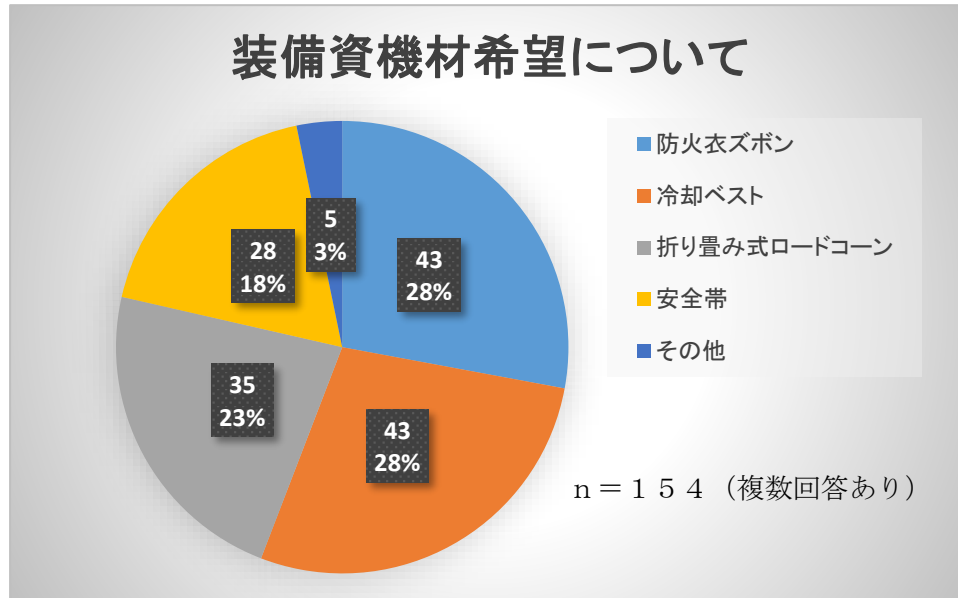


定年年齢について



装備資機材希望に関するアンケート

グラフ内の上段の数字は件数、下段は割合



○特別区の消防団の設置等に関する条例

昭和三八年七月二五日
東京都条例第五三号

(趣旨)

第一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十八条第一項に規定する消防団の設置、名称及び区域並びに消防団運営委員会の設置、所掌事項、組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(平一八条例一四三・一部改正)

(設置、名称及び区域)

第二条 消防組織法第九条第三号の規定に基き、特別区の存する区域に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

(設置及び名称)

第三条 消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に行うため、知事の付属機関として、特別区ごとに、消防団運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 前項の委員会の名称には、その置かれた特別区(以下「特別区」という。)の名称を冠する。

(所掌事項)

第四条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。

- 一 消防団の組織に関すること。
- 二 消防団員の確保に関すること。
- 三 消防団員の待遇改善に関すること。
- 四 前各号のほか、前条第一項の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第五条 委員会は、委員長及び次に掲げる者につき知事が委嘱する委員をもつて組織する。

- 一 学識経験のある者 六人以内
- 二 特別区の議会の議員 六人以内
- 三 特別区内の消防署長
- 四 特別区内の消防団長

(委員の任期)

第六条 前条第一号及び第二号の委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第七条 委員長は、特別区の長とし、知事が委嘱する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統理する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第八条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第九条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(表決)

第十条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

港 区 内 消 防 団 現 勢 等

1 現員と前年比等(令和元年7月1日現在)

所属	定員	現員(前年数)	増減(±)	充足率(前年数)	増減(±)
芝消防団	220名	206名(213名)	－7名	93.6%(96.8%)	－3.2%
麻布消防団	120名	102名(104名)	－2名	85.0%(86.7%)	－1.7%
赤坂消防団	130名	108名(109名)	－1名	83.0%(83.8%)	－0.8%
高輪消防団	110名	99名(97名)	＋2名	90%(88.2%)	＋1.8%
港区全体	580名	515名(523名)	－8名	88.8%(90.2%)	－1.4%

2 女性・学生・元消防職員の在団数(令和元年7月1日現在)

種別	所属	芝消防団		麻布消防団		赤坂消防団		高輪消防団	
		人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)
女性団員		77名(80名)	－3名	23名(21名)	＋2名	15名(15名)	±0名	27名(26名)	＋1名
学生団員		57名(49名)	＋8名	4名(2名)	＋2名	3名(3名)	±0名	3名(3名)	±0名
元消防職員		0名(0名)	±0名	0名(0名)	±0名	0名(0名)	±0名	0名(0名)	±0名